

# The guardians of Rights CHIKUSHI LawOffice

2005



## NEWS

終戦時、旧満州の地に取り残された子供たち。  
2000人を超える「中国残留孤児」。



終戦時に旧満州の地に取り残された「中国残留孤児」たちが、裁判をしています。現在、全国15か所の裁判所で、2000人を超える残留孤児たちが、政府に賠償を求めています。福岡訴訟の原告は現在103名、今後数十名の追加提訴が予定されています。その8割が生活保護を受給し、残る2割も苦しい生活を強いられています。野菜1つを買うにも1円でも安い物を探し、爪に火を灯すようにして貯めたお金で中国の養父母の墓参りに行く。すると、国は中国滞在期間の生活保護費をカットしてしまいますので、なかなか墓参りにも行けません。皆、自分の生活に大きな不安と不自由を感じています。

このような残留孤児たちの窮状は、彼ら自身が招いたものでしょうか？

残留孤児たちは、あの戦争によって、実親との生活を失いました。母国日本は、彼らを帰国させる政策をとらなかつたばかりか、戦時死亡宣告制度によって彼らを死亡者として最終処理しました。ようやく1980年代以降になつて日本帰国の機会が与えられたものの、連綿り家族の制限などにより、残留孤児たちは再び家族との別れという悲劇にままわれました。日本帰国後においても、日本語ができないなどの理由でなかなか就職も果たせず、高給となつても年金の支給を受けられず、苦しい生活が続いています。現在まで、政府は、彼らに対する十分な生活支援・自立支援を行なっておらず、彼らを棄て置くことを継続しています。

私は、残留孤児たちの裁判に参加し、「戦争というものは、家族を引き裂き、子供という最も弱い存在に過酷な被害を与えていくものだ」ということをリアルに感じています。一部の人たちが主張する「我々の子供たちを守るためにも、戦争に備える体制をつくらねばならない」という理屈は、残留孤児たちの歴史を前にしたときには、何の説得力も持ち得ません。

残留孤児たちは、彼らの過酷な人生についての責任の所在を、裁判を通じて明らかにしようとしています。そして、これは残留孤児だけの問題でなく、これからの私たちの未来を考えるためにも大事な手続となるはずですよ。

中国残留孤児た

ちの戦いを支援して

ください。心よりお

願い申し上げます。



弁護士 田中 謙二

SUMMER VERSION

# INTERVIEW

## 市民の水を守るために 勇気を合言葉に。



6月24日、福岡県環境部監視指導課が、筑紫野市にある安定型産業廃棄物処分場を操業していた業者に対し、業の許可及び施設の許可の取消処分を下しました。

この処分場は、筑紫野市、太宰府市、小郡市民に飲料水を供給している県営山神ダムのすぐ上流に建設されることから、建設段階から市民、市、議会の反対を受けていました。この処分場は操業を開始してからも、いろいろと問題を起こし、3回も嚴重注意を受け、99年10月6日には、硫化水素ガスによる死亡事故を起こしました。死亡事故後も、処分場内にある焼却施設の排ガスから法令に違反する濃度のダイオキシンが検出され、嚴重注意を受けています。そして、他の業者から処理を受託したゴミを、中間処理せずに埋立処分したという違反行為で今回の取消処分を受けたのです。

今回県の取消処分が下されたのは、多くの市民の運動の成果だと思えます。そのなかでも「山神ダムの水と環境を守る会」は、死亡事故が起こる前からこの処分場問題に取り組んできました。死亡事故後は、徹底した調査と監視活動を続けていき、そのなかで見つけた違反行為や問題点をその都度、福岡県の廃棄物対策課や監視指導課に報告し、徹底した調査、違反廃棄物の撤去及び業者に対する厳正な処分を求めてきました。また、環境省や地元自治体

である筑紫野市に対しても解決に向けての要請を行ったりました。市民が業者相手に、また県相手に行動を起こすのは、たいへん勇気のいることです。当時、ちくし法律事務所所属していた私は、行動を起こした守る会の人たちの力になりたいと思い、これまで一緒に活動を行ってきました。

今回の処分によって、この処分場等は操業を一切行うことができなくなり、廃棄物がこれ以上持ち込まれることはなくなりましたが、それだけで問題が解決したわけではありません。この処分場には廃棄物が残ったままなのです。しかも、いったい何が埋め立てられているかの調査はなされていないのです。

市民の命の水や自然環境を、私たちがだけでなく、子どもや孫、未来の市民のために守っていくためには、この処分場から違反廃棄物を除去することが必要です。

そのためにも、多くの市民の皆さんが勇気を持って、この処分場問題に取り組んでいただきたいと思えます。

勇気を合言葉にこれからもがんばりましょう。

かすが法律事務所

伊黒忠昭(弁護士)

Hidenori Urata



20年前の事務所旅行で四国にて

弁護士  
浦田秀徳  
弁護士20周年のバージョンアップ  
ことしは弁護士20周年。この間、皆様からいただいたご激励に深く感謝申し上げます。弁護士としてスタートをきった1986年はドラゴンクエスト発売の年。そのドラクエも近作はバージョンアップ。いくら取り組んでもこの世界からドラゴンがいなくなることはないけれど、私も弁護士として常にバージョンアップしていきたいと思えます。

Haruo Inamura



アテネパルテノン神殿にて

弁護士  
稲村晴夫  
本年上半年の近況報告  
①1月と4月、中国人強制連行事件のため劉宝辰河北大学教授との打合せのため2回にわたって訪中。中国側の弁護士や関係者との相互理解と懇親を深めました。(同事件は9月に結審の予定です。)  
②5月、九重黒岳縦走と宝満若杉縦走を達成。体力の向上を実感することができました。  
③6月、筑豊じん肺訴訟を18年間にわたって共に闘った弁護士、事務局の仲間とトルコ・ギリシャ旅行に行きました。エーゲ海の青さとシニエリーマンの発掘したミケーネの遺跡を直接目にする事ができて、とても感動しました。

近況報告  
2005 SUMMER

近況報告  
2005 SUMMER

近況報告  
2005 SUMMER

chikushi L.D

弁護士

徳田宣子

被害訴訟で原告本人尋問を担当しました。  
まだ23歳の男性でした。感染を知ったときの衝撃、他人との間にできた壁、ふさがれたように感じた将来、彼の抱える将来への不安に私自身まで圧倒され、眠れない夜を過ごしたりもしました。  
今この瞬間にも、彼はあの不安と闘っています。負けない裁判なんだと、心を引き締める毎日です。



Noriko Tokuda

弁護士

迫田登紀子

少年たちを厳しく処罰することで社会を防衛しようとする少年法「改正」が行われようとしています。しかし、以前と比べて少年犯罪は増えていません。そもそも、少年たちは厳しく処罰されれば非行に走らなくなるのでしょうか？近時起こった事件でも、虐待をはじめとする様々な原因が既に指摘されているところです。少年を処罰することで、そうした真の原因が解決したように考えてしまうことこそ、本当の問題ではないでしょうか。



Tokiko Sakoda (写真下段中央)

弁護士

吉野隆二郎

昨年の8月26日に謙早湾干拓事業の差止めを認められた佐賀地裁の決定が、去る5月16日に残念ながら福岡高裁によって取り消されました。この福岡高裁決定は、干拓事業と漁業被害との因果関係につき、自然科学的な証明のレベルを要求する不当なものでした。この不当な判断を覆すための舞台は最高裁へと移りました。また、本年3月28日に結審した公調委の原因決定手続の結論も待たれるところです。気持ちを直して、この問題に今後も取り組んでいきたいと思えます。



Ryujiro Yoshino



行田 (徳田弁護士担当)



佐々木 (浦田弁護士担当)



川波 (左側) (吉野弁護士担当)



入江 (稲村弁護士担当)



古賀 (迫田弁護士担当)



原 (田中弁護士担当)



原田 (稲村弁護士担当)



山下 (浦田弁護士担当)

# STAFF NEWS

## 2005 SUMMER

暑中お見舞申し上げます。  
暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか?  
新しいメンバーを迎え、事務局一同  
さらにパワーアップして頑張りますので、  
今後ともよろしくお願い致します。

新人です  
newface



### ホークス観戦戦時

安武 鈴 (迫田 田中弁護士担当)  
大学時代は、熊本で原簿記認定試験  
の支援やボランティアをしていま  
した。趣味は、スポーツです。部活  
は、バスケットボールをやっていま  
す。野球観戦(特にホークスも大好  
きです)。  
松下桂子 (吉野 田中弁護士担当)  
大学時代は、京都で遊学したり、フ  
リピンでNGOの活動に参加した  
りしました。趣味は旅行で、心  
に残る旅はアイランドの旅です。列  
車で知り合った老夫婦に泊めても  
らえて、人々の温かさに触れました。

### お知らせ

当事務所と所属弁護士は、  
これまでにご依頼いただいた  
顧客の皆様、これまでご支  
援・お世話いただいた皆さま、  
所属団体を同じくする皆さま  
などに当事務所のニュースな  
どを送らせていただしていま  
す。

今般、個人情報保護法施行  
に伴い、当事務所においても  
個人情報管理について再点検  
をおこなっています。ついて  
は、今後、当事務所からの二  
ユース類の送付を希望されな  
い方及び当事務所の住所録か  
らお名前の削除を希望される  
方は一言お申し出ください。  
お電話でも結構です。

お手間をおかけしますが、  
よろしくお願ひ申し上げます。



# ちくし法律事務所

## ☎092-925-4119

FAX092-925-4127

受付時間 9:00~17:30 土・日・祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



[http://www.geocities.jp/chikushi\\_lo/](http://www.geocities.jp/chikushi_lo/)